

ミャンマービジネスガイド

2017年12月



三井住友銀行

グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客様の参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客様及びお客様担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報 2
2. 概要	
2.1 特徴 3
2.2 生産拠点としての優位性 4
2.3 地理的重要性 5
2.4 現地マーケットのポテンシャル 6
3. 主要経済指標 7
4. 進出手続き	
4.1 新投資法の概要 8
4.2 新会社法のポイント 9
4.3 会社設立手続き 10
4.4 経済特区の概要 11
5. 税制	
5.1 主な税制 12
6. 貿易・外国投資	
6.1 貿易の概要 14
6.2 外国投資の概要 15
7. インフラ	
7.1 電力・通信 16
7.2 輸送 17
8. 労働事情	
8.1 労働事情概括 18

1. 基本情報

- ◆ インドシナ半島西部に位置する共和制国家。
- ◆ 2011年に軍政統治から民政移管を果たし、その後は経済改革に向けた取り組みが進められている。

ミャンマーの基礎データ(2016年)

国名 (英文)	● ミャンマー連邦共和国 (Republic of the Union of Myanmar)
国土	● 67.7万平方km (日本の1.8倍)
人口	● 5,225万人(2016年)
首都	● ネーピードー (2006年ヤンゴンより遷都)
民族	● ビルマ族70% ● その他は約134の少数民族
言語	● ミャンマー語
宗教	● 仏教(90%)、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教 等
独立年月日	● 1948年1月4日 英国から独立
政体	● 大統領制、共和制
国家元首	● ティン・チョウ大統領 (2016年3月30日就任・任期5年)
議会	● 二院制連邦議会 ・ 上院 - 民族代表院 : 224名 ・ 下院 - 国民代表院 : 440名
通貨	● チャット (Kyat)

(出所) GEIC、外務省ウェブサイト

ミャンマーの地図



2.1 概要「特徴」

- ◆ 労働力が安価であり、巨大市場に地理的に近接。労働集約型産業にとってはチャイナ+1の有力候補国の一つ。
- ◆ 生産拠点だけでなく、消費市場としての魅力も増しつつある。また投資環境の整備が急ピッチで進んでいる。

1. 生産拠点として注目されている

- (1) 周辺国と比べ安価な労働コスト。人件費は上昇傾向にあるとはいえ、他国と比較して依然優位性がある。
- (2) 勤勉な国民性と高い識字率。国民の約90%が仏教徒で温和で真面目な国民が多い。
- (3) 人口は約5,000万人超と、ASEAN第5位の規模。また生産年齢人口比率は高く、労働力は豊富である。

2. 地理的重要性が高い

- (1) 中国、インド、タイ等に隣接。周辺国まで含めると約30億人市場にアクセス可能。
- (2) インフラ整備は途上だが、外国資本を活用しつつ、基幹道路や重要港湾の整備が進んでいる。

3. 今後発展が期待されるマーケット

- (1) 一人当たりGDPはまだ小粒ながら、着実に経済成長をしている。若年人口も多く、消費市場としてのポテンシャル有り。
- (2) 小売や卸売等の業種で外資規制は残るが、外資参入の規制緩和が進んでおり、日本企業の注目度は高い。

<トピックス> 事業環境の改善が進む

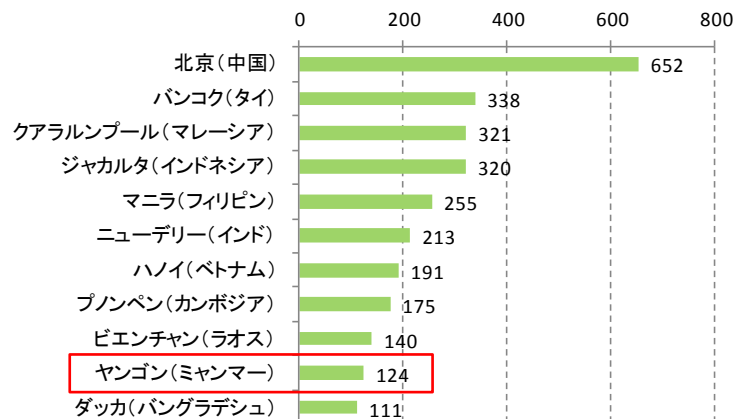
- 2012年以降、米国やEU等からの経済制裁解除。外資企業のミャンマー進出が活発になっている。
- 投資法や会社法等の法制度整備が進み、より柔軟かつ迅速な事業運営が可能になりつつある。
- ティラワ経済特区の開発が進み、日本企業の進出にあたり拠点となることが期待されている。

2.2 概要「生産拠点としての優位性」

- ◆ 賃金は上昇基調だが、周辺国と比べると依然安価である。また、生産年齢人口が多く、労働力は比較的豊富である。
- ◆ 新興国の中では識字率が高いこと、仏教国ゆえの勤勉で真面目な国民性も魅力的なポイントである。

ミャンマーおよび周辺国における月額基本給(一般工職)(2016年)

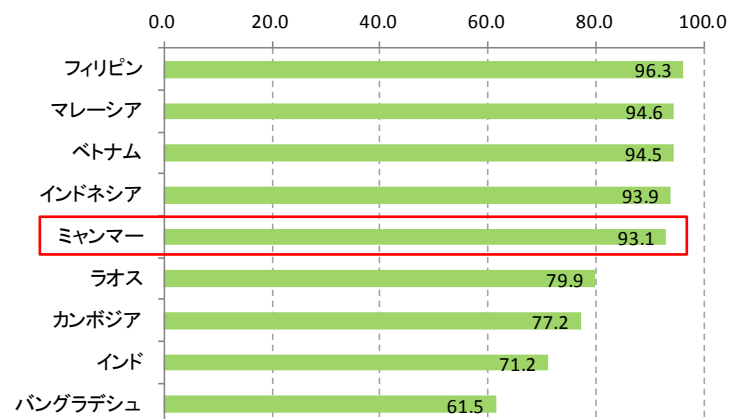
(単位:米ドル)



(出所)JETRO「投資コスト比較」

識字率(2015年)

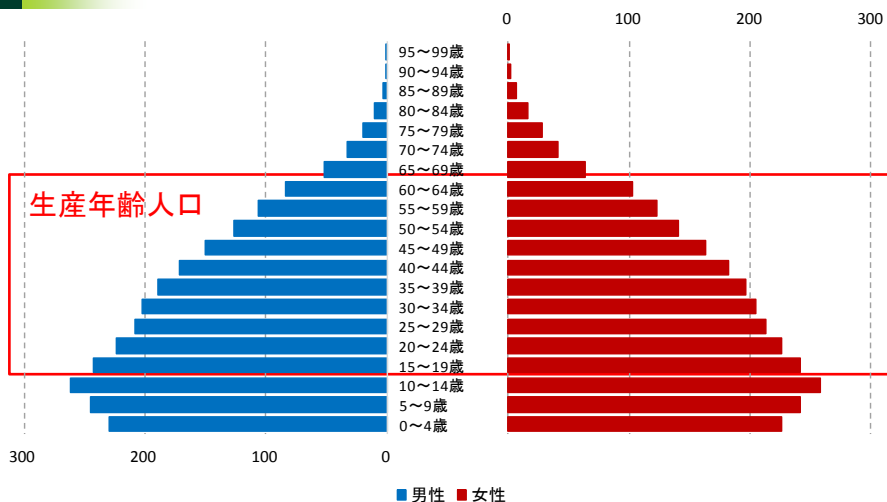
(単位:%)



(出所)総務省「世界の統計2017 15-6男女別識字率(2015年)」

人口ピラミッド(2015年)

(単位:万人)



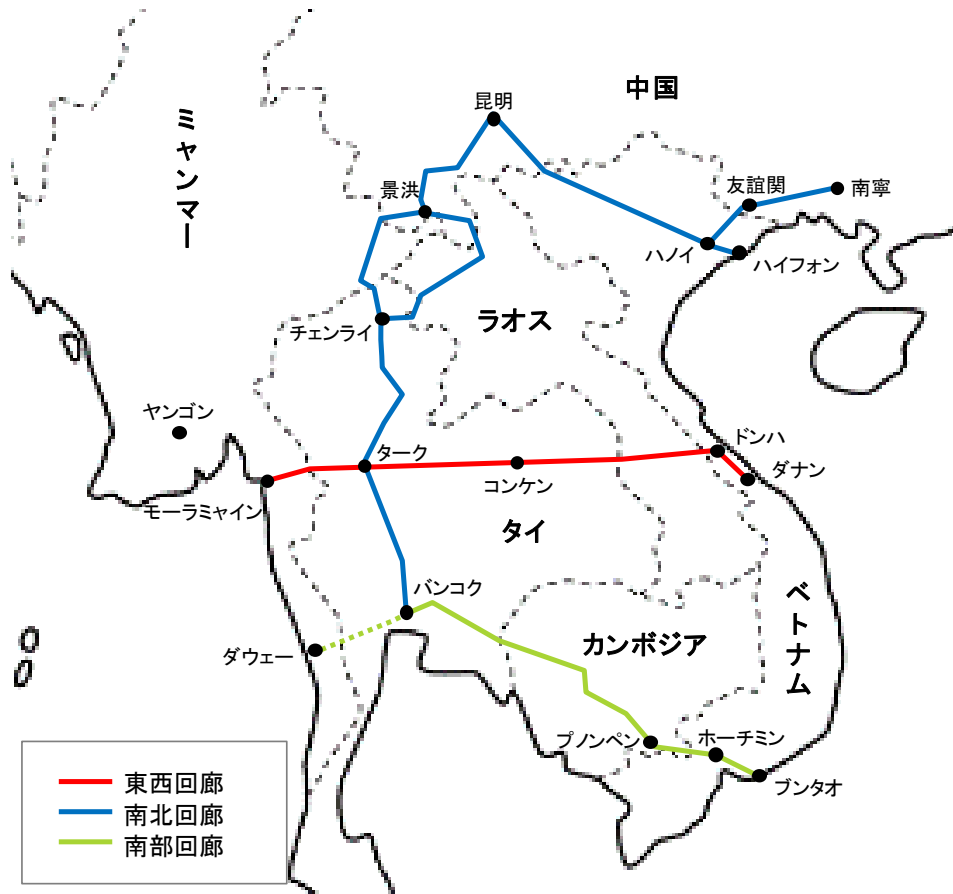
(出所)UN「World Population Prospects 2017」

- 生産年齢人口(15歳以上、65歳未満の人口)の総人口に占める割合は66.8%と高い割合を誇っている。
- 若年人口(15歳未満の人口)の総人口に占める割合は27.9%であり、人口構成は若年層が多くを占めていると言える。
- それゆえ長期的に生産年齢人口が一定数おり、労働供給を下支えしていくことが見込める。

2.3 概要「地理的重要性」

- ◆ 中国やインド、タイ等と地理的に近接しており、国際的な道路網・海運網の開発計画が進行中である。
- ◆ インフラが未熟なことが課題であったが、各地で外国資本の支援による開発がなされ、物流環境は改善されつつある。

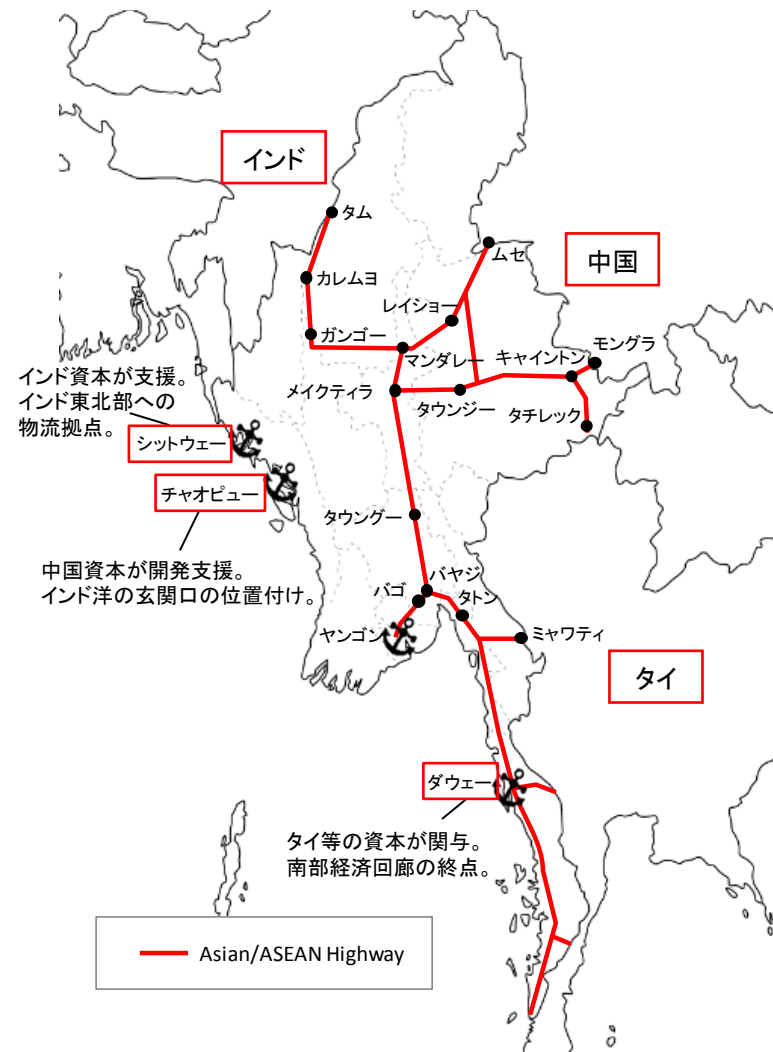
進行中の経済回廊計画(注)



(出所) 外務省ウェブサイト、JETROウェブサイト等

(注) 経済回廊計画とは国際道路網整備を主体とする経済開発計画のこと。

ミャンマー国内の国際道路網と主要港湾



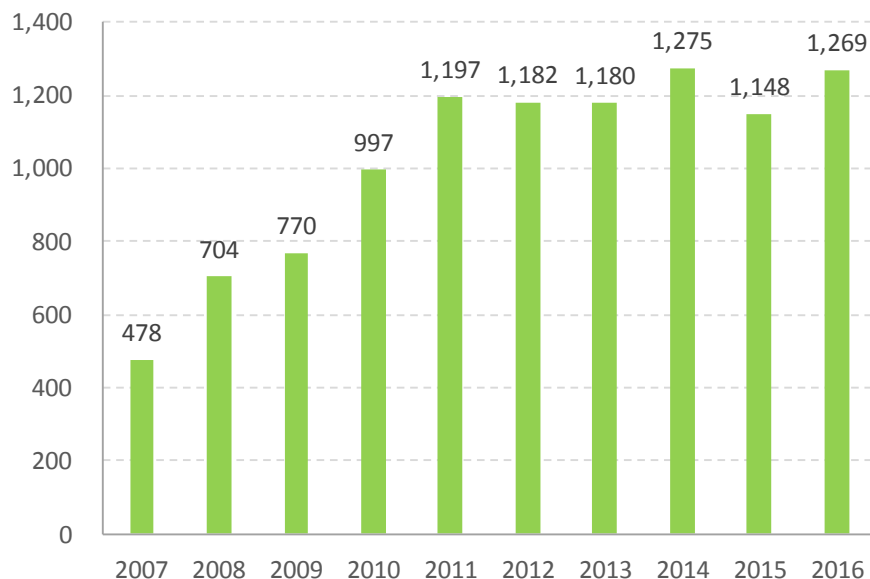
(出所) ADB「MYANMAR TRANSPORT SECTOR POLICY NOTE TRUNK ROADS」

2.4 概要「現地マーケットのポテンシャル」

- ◆ 1人当たりGDP額は1,200米ドル台と依然低水準だが、経済成長率は高く、成長のポテンシャルを秘めている。
- ◆ 日本企業のミャンマーに対する注目度は高い。とりわけ現地マーケットの今後の成長性への関心が高い。

1人当たりGDP額の推移

(単位:米ドル)



実質GDP 成長率 (%)	12.0	3.6	5.1	5.3	5.6	7.3	8.4	8.0	7.3	6.3

(出所) CEIC

有望国・地域の順位(中期的見通し)(2016年)

順位	国名	得票率 (%)
1	インド	47.6
2	中国	42.0
3	インドネシア	35.8
4	ベトナム	32.7
5	タイ	29.4
6	メキシコ	25.9
7	米国	19.3
8	フィリピン	10.6
9	ミャンマー	10.1
10	ブラジル	7.2

有望理由(ミャンマー)(2016年)

順位	理由	比率 (%)
1	現地マーケットの今後の成長性	83.7
2	安価な労働力	44.9
3	現地マーケットの現状規模	16.3
4	優秀な人材	10.2
5	他国のリスク分散の受け皿として	6.1
5	第三国輸出拠点として	6.1
5	投資にかかる優遇税制がある	6.1
5	外資誘致などの政策が安定している	6.1

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」

3. 主要経済指標

Information Only

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
GDP	名目GDP(億米ドル)	495	600	597	601	656	595	663	
	実質GDP成長率(%)	5.3	5.6	7.3	8.4	8.0	7.3	6.3	
	1人当たりGDP(米ドル)	997	1,197	1,182	1,180	1,275	1,148	1,269	
国際収支 指標	経常収支(億米ドル)	-5	-11	-24	-29	-21	-31	-43	
	経常収支対GDP比(%)	-1.1	-1.8	-4.0	-4.9	-3.3	-5.2	-6.5	
	貿易収支(億米ドル)	35	2	6	-1	-19	-38	-37	
		輸出	73	77	82	94	100	100	91
		輸入	39	75	76	95	119	137	128
	外貨準備(億米ドル、年末)	57	70	70	86	20	38	46	
	対外債務残高(億米ドル、年末)	82	82	78	73	63	64	-	
景気指標	失業率(%)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	消費者物価上昇率(%)	8.2	2.8	2.8	5.7	5.1	10.0	7.0	
政策金利	政策金利(%、年末)	12.0	12.0	12.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
為替	為替レート (米ドル/チャット、年平均)	5.635	5.444	640.653 (注)	933.570	984.346	1,162.615	1,234.870	

(出所)CEIC

(注)2012年4月1日からミャンマー中央銀行は管理変動相場制を導入している。

4.1 進出手続き「新投資法の概要」

- ◆ 新投資法が施行され、一部規制業種を除き、外国からの投資が原則自由化された。
- ◆ ミャンマー投資委員会(MIC)からエンドースメント(Endorsement)を得れば、すべての投資でインセンティブが享受できる。

新投資法(2017年4月施行)の主なポイント

業種規制(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資法上の規制事業は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資禁止分野・・・6種類。 2. 投資制限分野・・・169種類。投資制限業種通知(ネガティブリスト)あり。 3. MIC許可を必要とする事業・・・5種類。 4. MIC許可についての連邦議会の承認が必要な投資・・・投資法には、国・国民の安全、経済状況、環境、社会的利益に深刻な影響を与える可能性のある事業と規定されている(具体的な判断基準は公開されていない)。 	
主な投資インセンティブ	土地の長期リース権(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● エンドースメントを得たすべての投資に認められる(従来はMIC許可を得た投資のみに認められていた)。 ● エンドースメントまたはMIC許可を得た日から起算して50年間、土地および建物をリースすることが可能。リース期間はMICの承認により、2回まで10年間延長できる(最長70年間のリースが可能)。
	免税・減税措置	<ul style="list-style-type: none"> ● MICの規定する投資奨励分野(20分野)に該当する場合、法人税の免税措置が申請可能となる。法人税の免税はエンドースメントを得たすべての投資に認められる(従来はMIC許可を得た投資のみに認められていた)。 ● 法人税の免税期間は、投資を行う地域に応じて、3年、5年、7年の3種類が設定されている(従来は一律5年間の免税)。これはMICのゾーニング通達によって規定されており、たとえばヤンゴン都市部では免税期間は3年間となっている。 ● その他、輸出入時の関税等の免税や、投資利益を1年以内に再投資する場合の所得税免税、加速減価償却の権利、研究開発により生じた課税所得からの費用減額の権利等の措置が、申請により享受できる。
ミャンマー国民の雇用義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 上級管理職や技術専門家等、熟練労働者は国籍を問わず雇用できる(従来あったミャンマー国民の雇用義務は廃止)。ただしミャンマー国民を管理職や専門家として雇用できるように、能力開発プログラムを用意する必要がある。 ● 非熟練労働者については、ミャンマー国民のみ雇用できる(従来と変わらず)。 	
最低資本金(注3)・最低投資額	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資法上は規定なし。ただし所得税の免税措置を享受する場合は、投資額30万米ドル以上が要件となっている。 	
外資出資比率	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資法上は規定なし。0%～100%(外資比率)。ただし投資制限事業のうちミャンマー資本との合弁強制事業については、外資比率は原則最大80%。 	

(出所)JETROウェブサイト、DICA(ミャンマー投資企業管理局)ウェブサイト、JICA「ミャンマービジネス最新動向」等

(注1)投資法による事業規制以外にも、国営企業法や個別の特別法に基づき、民間参入が規制されている分野、所管官庁の許可を必要とする分野は存在している。

(注2)外国会社の場合、通常は期間1年超の土地賃借はできない。なお、経済特区法に基づく投資許可を得た場合は、最大で75年間の土地リース権を得る。

(注3)会社法にて、製造業:15万米ドル、サービス業:5万米ドルが運用上、最低資本金となっている。また、経済特区法でも別途、業種ごとに最低資本金が規定されている。

4.2 進出手続き「新会社法のポイント」

- ◆ 会社法改正(注1)により、柔軟な会社設立・運営、コーポレートガバナンスの強化が期待できる。
- ◆ 営業許可制度の廃止や外国会社の定義変更等により、外資会社にとってより自由度の高い事業運営が可能になる。

新会社法のポイント

	現行の会社法	新会社法（※細則等で別途規定されている事項を含む）
基礎的事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低2名以上の株主。 ● 最低2名以上の取締役。 ● 定款は基本定款と附属定款から構成される。 (当局所定フォーム使用が事実上強制。柔軟性に乏しい。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人株主の解禁。 ● 取締役最低人数は1名。ただし最低1名は「ordinary resident」(年間183日以上ミャンマーに居住)であることが必要になる。 ● 取締役の義務の明文化(注意・配慮義務、誠実義務等)。 ● 定款(constitution)に1本化。内容も柔軟に記載可能。
営業許可制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国会社の設立にはDICAからの営業許可が必要。 (事実上の外資規制) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業許可制度の廃止。
「外国会社」の定義変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人投資家が1株でも保有していれば「外国会社」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国会社」とは外国資本が35%超の株式を保有する会社。(注2)
支店(overseas corporation)の明示	(定めなし)	<ul style="list-style-type: none"> ● 支店(overseas corporation)の概念を明文化。外国会社がミャンマーにおいて支店を設けて事業を営む場合、当該支店を登記することが必要になる。 ● 本店の会計書類等の届出義務や重要事項が変更した際の通知義務等も明記される。
その他、主な追加・変更事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 種類株式の詳細規定の整備。実務上利用可能な制度に。 ● 株主総会・取締役会の開催方法柔軟化。 電話会議、テレビ会議による開催と書面決議が許容される。 ● 小規模会社の監査報告書提出や年次総会開催等が免除。 ● 株主代表訴訟の規定が追加。 ● 外国会社による子会社設立の解禁。

(出所) DICAウェブサイト、JICA「ミャンマービジネス最新動向」等

(注1) 新会社法は2017年11月に議会承認、同年12月に成立。

(注2) 外国資本の株式保有が35%以下の場合には「内国会社」となり、投資法等による各種外資規制の適用除外となる。

4.3 進出手続き「会社設立手続き」

- ◆ 外資企業が会社を設立する際は、DICAが窓口になる。DICA審査を経て、営業許可証と設立済証が交付される。
- ◆ 今後の会社法改正によって、設立手続きの簡便化・迅速化が期待されている。

外資企業の設立手続き

商号(法人名)の審査

- 商号(法人名)の審査書類をDICAより入手。入手時に1,000チャットが必要。
- 書類記入後にDICAへ提出し、商号(法人名)の審査を受ける。

DICAに営業許可及び登記手続き

- DICAより申請書類を入手。入手時に5,100チャットが必要。
- 申請書類記入後にDICAへ提出し、登記料50万チャットを支払う。

仮登記書と仮営業許可書の発行

- DICAより仮登記書と仮営業許可書の発行を受ける。
- 仮登記書と仮営業許可書の有効期限は6ヵ月間。

最低資本金の払い込み・定款の提出

- 仮営業許可書の有効期間(6ヵ月)以内に最低資本金の払い込みを行い、その入金通知をDICAへ提出。
- サービス業については5万米ドルの半額以上である2万5,000米ドル以上、他の業種については15万米ドルの半額以上である7万5,000米ドル以上の払い込みが必要。
- この時期に基本定款及び附属定款もDICAへ提出。

営業許可取得・法人登記完了

- DICAより営業許可証、設立済証の発行・交付を受ける。
- 営業許可証は5年ごとに更新を行う必要がある。更新料は30万チャット。

(出所) DICA「How to Register Your Company in Myanmar」、JETRO「外国企業の会社設立手続き・必要書類」

4.4 進出手続き「経済特区の概要」

- ◆ 現在、3つの経済特区(SEZ)が定められており、外資企業の進出の拠点となることが期待されている。
- ◆ 経済特区は他地域よりもインフラが良好な上、経済特区法により様々な優遇措置・規制緩和が定められている。

経済特区の概要(現在稼働または計画されているもの)

	概要
ティラワ	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・ミャンマー共同事業体による開発。2015年8月に第一号工場稼働。現在最も開発が進んでいる経済特区である。 ● ヤンゴンと距離が近く、労働者確保に有利。ヤンゴン市との距離は約20km程度。 ● 日系企業が多く入居している。 ● 面積は2,400ha(開発完了は約400ha)。
チャオピュー	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国企業のCITICが主体で開発計画が進む。 ● チャオピューは中国との間に石油・ガスパイプラインが開通している等、中国が重要視している都市。 ● ベンガル湾に面し、深海港開発計画有り。 ● 面積は1,600ha(計画)。
ダウエー	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年7月に日本、ミャンマー、タイの3カ国が開発協力に関する覚書を署名。ダウエー経済特別区開発会社には日本も出資をしている。 ● 南部アンダマン海の港町であり、タイ国境に近く、南部経済回廊の終点でもある。深海港計画有り。 ● 面積は20,000-24,000ha(計画)。

(出所)JETRO「世界貿易投資報告(2016年版)」、JICA「ミャンマービジネス最新動向」、Thilawa Special Economic Zone Management Committeeウェブサイト等

- 経済特区の開発では、日本は積極的に関与しており、日本政府もODA(円借款)供与等の支援を行っている。

経済特区法の概要

	概要	
進出可能業種	<ul style="list-style-type: none"> ● 武器の製造等政府により禁止されている一部の事業を除き、ほぼすべての業種が進出可能である。 ● 進出にあたってはSEZ管理委員会の許可が必要。 	
主な投資インセンティブ	土地の長期リース権	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済特区の領域として指定された敷地につき、50年間(25年間の延長可能)の土地利用権が得られる。
	免税・減税措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税の5年間全額免除、翌5年間の50%免除、次の5年間の再投資利益の50%免除。(輸出向け製造業等、一部事業では当初の免税期間が7年間となる。) ● 建設資材・生産設備を輸入する際の関税等の5年間免除、翌5年間の50%免除。(輸出向け製造業等、一部事業では無期限で免税。さらに原材料輸入に際しても免税となる。) ● 上記の一部事業はFree Zone Businessとして別途規定有り。
	通関手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入の際の輸入ライセンス取得を免除。
ミャンマー国民の雇用義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職・熟練労働者については、事業開始後2年以内に25%、4年以内に50%、6年以内に75%をミャンマー国民から雇用する義務がある。 ● 非熟練労働者はすべて国民から雇用する義務がある。 	
最低資本金	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造業、サービス業共に最低資本金は30万米ドル。不動産開発、ホテル、研修・教育機関、医療機関は別途規定有り。 ● ただしFree Zone Businessは別途最低資本金等の要件有り。たとえば、輸出向け製造業は最低資本金75万米ドルかつ売上の75%以上が外国向けである必要がある。 	
外資出資比率	<ul style="list-style-type: none"> ● 0%~100%。基本的に外資100%出資での進出が可能。 	

(出所)JETROウェブサイト、DICAウェブサイト等

5.1 税制「主な税制」(1)

法人税

法人税	
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住法人、外国法人の支店のどちらも純課税所得に対して一律25%。 ● キャピタルゲインは居住法人・非居住法人を問わず一律10%。
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税対象となる所得は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー居住法人は、全世界所得。(ミャンマー居住法人とは、ミャンマー国内で設立された法人を指す) ・外国法人の支店の場合、ミャンマー源泉所得を対象とする。

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」

所得税

所得税	
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得については、居住市民、居住外国人、非居住外国人を問わず、0%～25%の累進税率。 ● キャピタルゲインは居住市民、居住外国人、非居住外国人を問わず10%。 ● 居住外国人で給与以外でミャンマー国外で得た所得については10%。 ● 上記どの場合でも税務調査を逃れた場合は、一律30%の課税。
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税対象となる所得は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得 ・自営所得 ・キャピタルゲインによる所得

(出所) EY「Worldwide Personal Tax and Immigration Guide 2016-17」

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

商業税

商業税	
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業税の標準税率は5%。ただし一部品目(宝石類・酒類等)の税率は商品ごとに別途定められている(8%~120%)。 ● 輸出の場合、原則ゼロレートだが、一部例外もある。 ● 免税対象品の規定あり。
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税対象は下記の通り(一部例外あり)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー国内で消費される、課税対象者によって供給される財・サービス ・ミャンマー国内で製造される特別な財、及びミャンマーに輸入される特別な輸入品 (特別な財・輸入品とは、タバコ、アルコール飲料、宝石、車両、石油、天然ガス等を指す)

(出所) EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2017」

源泉徴収税

源泉徴収税			
課税対象 ごとの税率	ミャンマー居住者及び居住外国人 に対する支払い	配当金	0%
		利子	0%
		知的財産権等の使用に対するロイヤルティー	10%
		契約書、覚書、その他約定等に基づいてなされるサービスの対価、調達の支払い	2%
	非居住外国人に対する支払い	配当金	0%
		利子	15%
		知的財産権等の使用に対するロイヤルティー	15%
		契約書、覚書、その他約定等に基づいてなされるサービスの対価、調達の支払い	2.5%
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 二国間租税条約の適用国は、利子もしくはロイヤルティーに対する源泉徴収税の税率の低減措置を受けることが可能。 (二国間租税条約の適用国: インド、韓国、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、英国、ベトナム) 		

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

6.1 貿易・外国投資「貿易の概要」

- ◆ ミャンマーの最大の貿易相手国は中国であり、輸出・輸入ともに約4割を占める。
- ◆ 輸出品目の大半が天然ガスと鉱物資源、農林水産物であり、資源大国の一面を持ち合わせている。

主要相手国別輸出金額(通関ベース、2016年)

	輸出(FOB)			
	2015年		2016年	
	金額	金額	構成比	伸び率
中国	4,494	4,767	40.8%	6.1%
タイ	3,347	2,242	19.2%	-33.0%
インド	958	1,038	8.9%	8.4%
シンガポール	567	891	7.6%	57.1%
日本	430	663	5.7%	54.2%
韓国	266	335	2.9%	25.9%
香港	276	193	1.7%	-30.1%
ドイツ	76	172	1.5%	126.3%
米国	62	150	1.3%	141.9%
マレーシア	163	144	1.2%	-11.7%
合計(その他含む)	11,432	11,672	100.0%	2.1%

(単位:百万米ドル)

主要相手国別輸入金額(通関ベース、2016年)

	輸入(CIF)			
	2015年		2016年	
	金額	金額	構成比	伸び率
中国	6,402	5,403	34.4%	-15.6%
シンガポール	3,652	2,268	14.4%	-37.9%
タイ	1,960	1,987	12.7%	1.4%
日本	1,532	1,255	8.0%	-18.1%
インド	473	1,095	7.0%	131.5%
マレーシア	521	691	4.4%	32.6%
インドネシア	586	593	3.8%	1.2%
韓国	412	474	3.0%	15.0%
ベトナム	263	355	2.3%	35.0%
米国	102	214	1.4%	109.8%
合計(その他含む)	16,844	15,696	100.0%	-6.8%

(単位:百万米ドル)

主要品目別輸出金額(通関ベース、2016年)

	輸出(FOB)			
	2015年		2016年	
	金額	金額	構成比	伸び率
天然ガス	4,774	3,170	27.2%	-33.6%
縫製品	835	1,584	13.6%	89.7%
豆類	1,279	1,394	11.9%	9.0%
砂糖	208	695	6.0%	234.1%
魚類・エビ・カニ	388	478	4.1%	23.2%
コメ	606	438	3.8%	-27.7%
卑金属・鉱石	409	391	3.3%	-4.4%
ヒスイ	602	388	3.3%	-35.5%
トウモロコシ	341	223	1.9%	-34.6%
木材・木製品	165	219	1.9%	32.7%
合計(その他含む)	11,432	11,672	100.0%	2.1%

(単位:百万米ドル)

主要品目別輸入金額(通関ベース、2016年)

	輸入(CIF)			
	2015年		2016年	
	金額	金額	構成比	伸び率
一般・輸送機械	5,753	3,892	24.8%	-32.3%
卑金属・同製品	1,953	1,659	10.6%	-15.1%
石油製品	1,817	1,642	10.5%	-9.6%
電気機器	1,392	1,308	8.3%	-6.0%
縫製材料	377	724	4.6%	92.0%
プラスチック	520	582	3.7%	11.9%
食用植物油	581	548	3.5%	-5.7%
医薬品	294	350	2.2%	19.0%
肥料	239	315	2.0%	31.8%
化合物	235	257	1.6%	9.4%
合計(その他含む)	16,844	15,696	100.0%	-6.8%

(単位:百万米ドル)

(出所) JETRO「世界貿易投資報告」

(出所) JETRO「世界貿易投資報告」

6.2 貿易・外国投資「外国投資の概要」

- ◆ 貿易取引と同様、中国からの投資が最も多く、シンガポールやタイとの結びつきも強い。
- ◆ 最近では、運輸・通信分野や製造業への投資が活発に行われている。

ミャンマーへの国別海外直接投資認可額(注)

(単位:百万米ドル)

順位	国名	金額	比率
1	中国	19,384	26.0%
2	シンガポール	18,591	25.0%
3	タイ	11,013	14.8%
4	香港	7,756	10.4%
5	英国	4,334	5.8%
6	韓国	3,776	5.1%
7	ベトナム	2,098	2.8%
8	マレーシア	1,952	2.6%
9	オランダ	1,514	2.0%
10	インド	744	1.0%
11	日本	717	1.0%
12	フランス	550	0.7%
13	アメリカ	377	0.5%
14	インドネシア	274	0.4%
15	カナダ	202	0.3%
	その他	1,207	1.6%
	合計	74,487	

(出所) DICA「Foreign Investment of Permitted Enterprises」

- (注)
- ・数値は1988年から2017年9月末の累積値を示している。
 - ・MIC承認ベース。実際の投資額ではないことに留意。
 - ・MIC承認を申請していない投資は含まれていない。
 - ・テラワ経済特区への投資は含まれていない。
 - ・日本からの投資には、税制上等の理由から、シンガポール等の第三国を迂回した投資案件が有り、そうした投資は日本からの投資には含まれていない(迂回国の投資として計上される)。

ミャンマーへの分野別海外直接投資額(2016年度)

(単位:百万米ドル)

順位	分野	金額	比率
1	運輸・通信	3,081	46.3%
2	製造業	1,180	17.7%
3	電力	910	13.7%
4	不動産	748	11.2%
5	ホテル・レストラン	404	6.1%
6	家畜・漁業	97	1.5%
	その他	231	3.5%
	合計	6,650	

(出所) DICA「Yearly Approved Amount of Foreign Investment」

7.1 インフラ「電力・通信」

- ◆ 水力依存の電源構成と送配電効率の悪さのための不安定な電力供給が、事業運営における大きな課題である。
- ◆ 携帯電話はここ数年で急速に広まっている。インターネットも、通信インフラ整備が課題だが、徐々に普及している。

電力事情

電力事情

- 2014～2015年の電源構成における主な内訳は水力62.3%、ガス35.1%となっている(注1)。水力発電の比率が高いため、乾季に電力供給が不足しやすい。
- 送配電設備の容量不測や老朽化のため、送配電ロスが大きい。供給不足に拍車をかけている。
- 今後、国内で複数の火力発電所が稼働開始を予定している。水力発電比率を押し下げる取組みが進んでいる。

(出所) Central Statistical Organization「2015 Myanmar Statistical Yearbook」等
 (注1) 2014～2015年の総発電量に占める各発電方式の発電量の割合を算出

通信事情

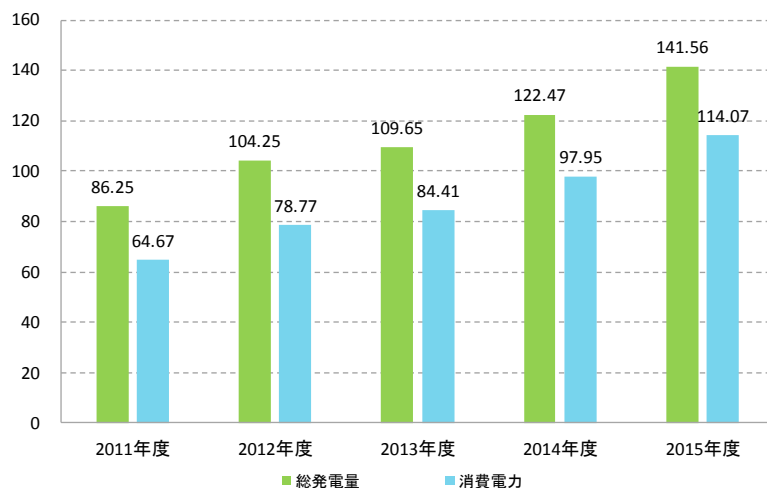
通信事情

- 携帯電話普及率は、数年前は数パーセント台だったが、2016年時点で携帯電話普及率は国民100人中89.3人と急速に増加した。
- インターネットサービスは、MPT(注2)、YT(注3)等が提供をしている。ただし、固定通信インフラの整備が遅れており、インターネットの普及、ブロードバンドへの加入は緩やかな増加となっている。

(出所) ITUウェブサイト等
 (注2) MPT: Myanmar Posts and Telecommunication
 (注3) YT: Yadanaporn Teleport

総発電量と消費電力

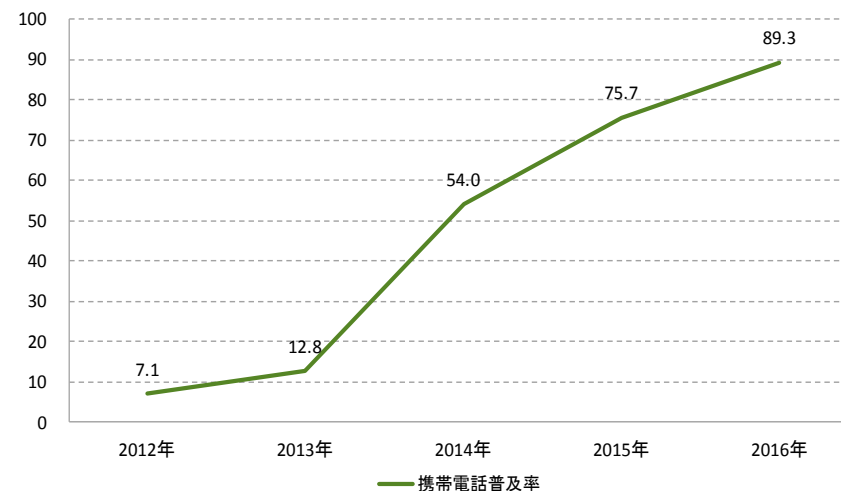
(単位: 億キロワット)



(出所) Central Statistical Organization「2015 Myanmar Statistical Yearbook」

携帯電話普及率

(単位: %)



(出所) ITUウェブサイト

7.2 インフラ「輸送」

- ◆ 道路状況は良好とは言えないが、隣国を結ぶ国際道路網の整備が進められている。
- ◆ 水運では港湾能力の強化、鉄道については高速化・輸送環境の向上が課題となっている。

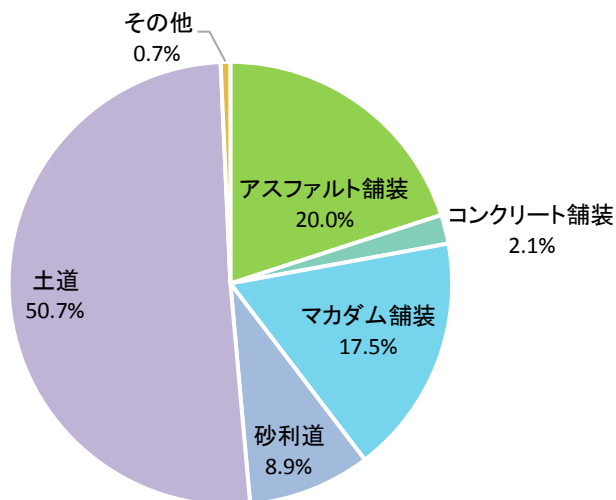
道路

道路事情

- ミャンマーの道路の総延長は、約157,000キロメートル。そのうち舗装済みは約34,700キロであり、主要道路以外の多くの道路が未舗装である。そのため、道路輸送時の事故や渋滞が頻発している。
- マンダレーとヤンゴンとの間には、2010年に国内初となる有料高速道路が開通した。
- 今後、ミャンマー政府はタイ・中国・インド等の周辺国との国境を結ぶ道路を拡充する予定であり、ミャンマーを道路輸送の要衝とすることを目指している。

(出所) ADB「Myanmar Transport Sector Policy Note Trunk Roads」

道路舗装率(2013年)



(出所) ADB「Myanmar Transport Sector Policy Note Trunk Roads」

港湾

港湾事情

- MPA(注1)が港湾の整備・管理・運営を行っている。現在、MPAはミャンマーの海岸に位置する主要港湾9港の管理を行う。
- ヤンゴン港がミャンマー最大の国際輸出入港であり、ミャンマーの貨物取扱量の約9割を占める。ただしヤンゴン港に入港可能な最大船型は15,000DWT(注2)、全長167m、喫水9mで、大型船舶の入港が困難な状態。また市街地にあり拡張も難しい。
- ヤンゴン港の利便性の悪さを緩和するため、ティラワ港(ヤンゴン南約30kmに位置)の整備を進めている。
- またダウエー港、チャウピュー港等では大型船舶の入港を可能にするため、深水港プロジェクトが進行中である。

(出所) ADB「Myanmar Transport Sector Policy Note River Transport」、MPAウェブサイト等
 (注1) MPA: Myanmar Port Authority
 (注2) DWT: 積載重量トン

鉄道

鉄道事情

- MR(注3)が管理する鉄道駅は、2014年時点で960駅あり、鉄道網の全長は3,795マイルに及ぶ。しかし、脱線事故や遅延が頻発しており、輸送環境は良好ではない。
- ヤンゴン市内では、市内の環状線の高速化・輸送力増強を目的とした路線改良事業を実施しており、2022年度に全線で整備が完了する予定。日本はODAを通じて、事業の支援を行っている。
- 2011年に中国政府とミャンマー政府との間で覚書が締結され、中国の昆明とミャンマー西部のチャウピューを結ぶ高速鉄道が建設される計画だったが、現在計画は休止している。

(出所) ADB「Myanmar Transport Sector Policy Note Railways」、MRウェブサイト等
 (注3) MR: Myanmar Railways

8.1 労働事情「労働事情概括」

- ◆ 労働時間や休日に関しては、一定の規制が存在している。一方で、解雇については特に厳しい規制はない。
- ◆ 労働者保護に向けた社会保障制度が徐々に整備されつつある。

労働に関する規制

項目	概要
労働時間	会社、店舗、商業施設、公共娯楽施設 <ul style="list-style-type: none"> ● 法定労働時間は、原則として1日8時間、1週間48時間以内。 ● 時間外労働は、1週間12時間を 超えることが認められない。
	工場 <ul style="list-style-type: none"> ● 法定労働時間は、原則として1日8時間、1週間44時間以内。 ● 時間外労働に関する直接の規制はない。ただし、休憩時間も含めて1日10時間以上の労働が認められていない。
休日	会社、店舗、商業施設、公共娯楽施設 <p>少なくとも週1日(曜日はいずれも可)</p>
	工場 <p>少なくとも週1日(日曜日)</p>
国民の雇用義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社法に基づく会社の場合、ミャンマー国民の雇用義務は存在せず、自由に雇用することが可能。 ● 経済特区法や投資法に基づく会社の場合、一定割合のミャンマー国民を雇用しなくてはならない。
就業規則に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業規則の作成義務は存在しない。作成した場合も、全労働者に対して効力を有しない。 ● 実務上は、各労働者との間の雇用契約において、就業規則の規定についても雇用契約の一部とみなす等の規定を入れる対応が必要。
解雇規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 明確な法令上の規制は存在しない。 ● 解雇の方法及び事由等については、雇用契約書等に予め規定し、当該規定通りに解雇を行うことが可能。

(出所)JETRO「ミャンマー労務ガイドブック(改定版)」

賃金に関する規制

項目	概要
最低賃金	3,600チャット(1日(8時間)あたり)
時間外労働手当	平均賃金の2倍を支給。
賞与	支払義務はない。
退職金	支払義務はない。ただし、会社側が契約期間満了前に雇用契約を終了させた場合は解雇補償金を支払う必要がある。

(出所)JETRO「ミャンマー労務ガイドブック(改定版)」

社会保障及び雇用契約について

項目	概要
社会保障 (健康社会医療制度、失業保険制度等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働省及び社会保障委員会によって決定された所定の人数以上の労働者を雇用する企業は社会保障制度に強制的に加入。 ● 制度の財源は保険料方式を基本としており、使用者及び労働者の双方が保険料を負担。
雇用契約	企業は労働者の雇用開始後30日以内に、労働者と雇用契約を締結しなくてはならない。

(出所)JETRO「ミャンマー労務ガイドブック(改定版)」

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
